議案第161号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の
共同設置規約の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７第２項の規定により、協議により次のとおり伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約を廃止することについて、同条第３項の規定により準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約を廃止する規約

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約（令和６年伊賀市告示第55号）は、廃止する。

附　則

（施行期日等）

１　この規約は、全ての関係普通地方公共団体の議会の議決があった日から起算して４月を超えない範囲内において、関係普通地方公共団体の長が協議して定める日から施行する。

２　前項の日は、関係普通地方公共団体がそれぞれ同一の日をもって告示するものとする。